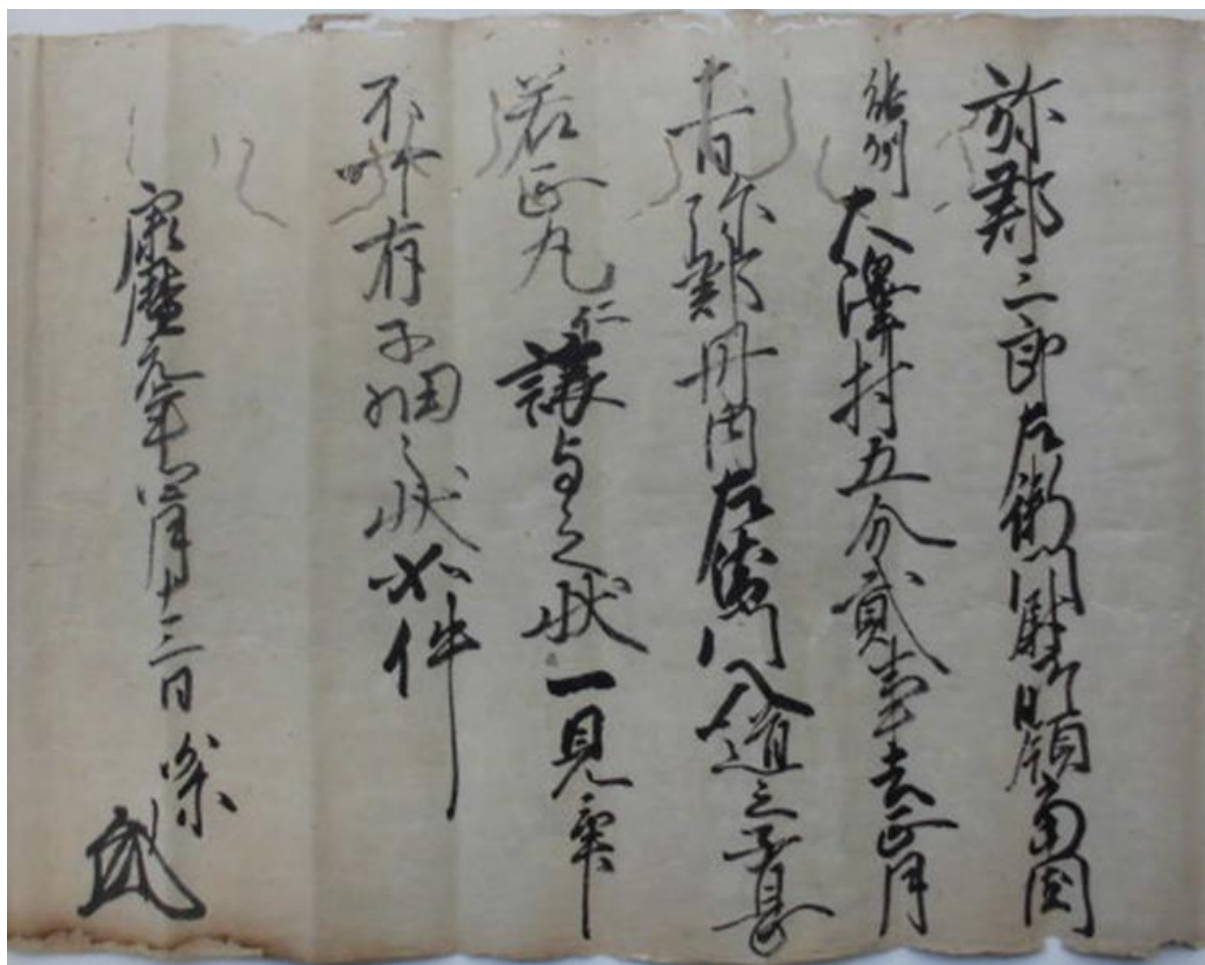


石川県立図書館 第 245 回企画展示

いやごおりもんじょ

弥郡文書

～県指定文化財～



康暦元年（1379）4月13日能登守護吉見氏頼書下

【期間】平成30年11月1日（木）～12月27日（木）

【会場】石川県立図書館 3階 閲覧室

目 次

展示によせて	1 頁
<small>いやごおりもんじょ</small> 『弥郡文書』について	2 頁
<small>いやごおり</small> 弥郡氏について	3 頁
『弥郡文書』史料解説	4 頁
『弥郡文書』目録	14 頁
『弥郡文書』関連書籍 一覧	14 頁

展示によせて

『いやごおりもんじょ弥郡文書』とは、中世後期に能登国ふげしぐん鳳至郡志津良莊大沢村（現輪島市大沢町・上大沢町付近）の地頭であったいやごおり弥郡氏に伝来し、昭和 57 年（1982）1 月 12 日、県の有形文化財に指定されました。『弥郡文書』は、中世後期の 200 年余に及ぶ弥郡氏の足跡を伝えており、石川県立図書館の史料編さん室で編纂・刊行している『加能史料』にも、収録されています。

当館では、この度、『弥郡文書』をこれまで所蔵されていた故本西武氏のご遺族から、寄贈されたのを受けまして、県民の皆様にご覧いただき、一般公開いたしますと共に、『加能史料』も含めた『弥郡文書』の関連書籍も紹介します。

本西氏のご遺族の方々に対しては、この度寄贈されましたことに、心より感謝申し上げます。

石川県立図書館

『弥郡文書』について

『弥郡文書』とは、南北朝時代から戦国時代に能登国鳳至郡志津良莊ふげしぐん し つらのしょう大沢村おおざわむら（現輪島市大沢町・上大沢町付近）を領有した弥郡氏に伝来し、昭和 57 年（1982）1 月 12 日、県の有形文化財に指定された古文書である。

弥郡氏の系譜に連なり、江戸時代に加賀藩の十村役とむらやくを務めた筒井家に旧蔵されていたことから、かつては「筒井文書」つついもんじょとも称されていた。

『弥郡文書』は 10 通からなっており、中世後期の 200 年余に及ぶ弥郡氏の足跡を伝えている。文書は、財産の譲渡を記した譲状ゆずりじょうや所有権を認めた守護等の安堵状あんどじょうなどで、最も古いものは、永和 5 年えいわ（1379）1 月 11 日に弥郡左衛門尉時具さえものじょうときもとが、亡父から継承した大沢村地頭職五分二を、弥郡丹内左衛門入道たんないざえもんの子若正丸やくまさまるを養子として譲ることを記した「弥郡時具いやごおりときもと譲状ゆずりじょう」である。

『加能史料』に『弥郡文書』が掲載されている巻・ページ

南北朝Ⅲ……118、178

室町Ⅲ……29、174、196

戦国 X V……258

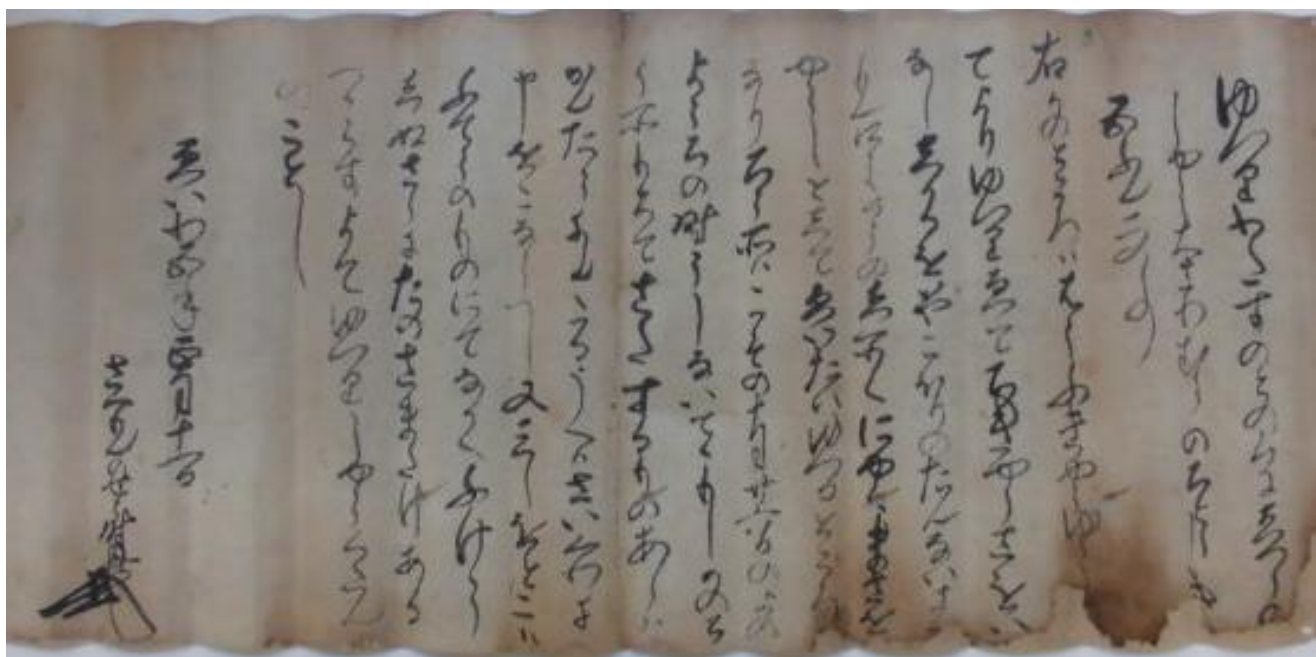
弥郡氏について

弥郡氏は、武蔵七党の1つで、平安時代後期から鎌倉時代にかけて、武蔵国入間郡・秩父郡など（現在の埼玉県西部）で勢力を有していた武士団武蔵丹党の後裔とされている。延文4年（1359）10月、大隅貞章が幼少の得田乙王丸に代わり、能登守護吉見氏頼の命に従って越中を転戦した軍忠状に、忠節のことは「弥郡弾正忠」が見知している、とあるのが、能登弥郡氏の初見である。南北朝初期に能登守護となった吉見氏の本貫地も武蔵国比企郡（現埼玉県東松山市付近）であり、弥郡氏は吉見氏と共に能登に移り、土着した可能性が高いとされる。

鳳至郡志津良荘大沢村（現輪島市大沢町・上大沢町付近）の地頭となった弥郡氏は、嫡流の丹内左衛門家が一族に地頭職を分与して統率力を保持しようとしたが、内紛も絶えなかった。『弥郡文書』は、内紛を克服しながら、守護の被官化していく同氏の姿を伝えている。

室町時代には、能登畠山氏の被官となり、上大沢・下大沢・黒杉を含む大沢村を受け継いで領有した。

弥郡氏は、元亀2年（1571）の文書を最後に地頭の姿を失い、上大沢の弥郡氏と縁戚関係を結んだ筒井氏が、江戸時代には大沢組の十村となった。



〔釈文〕

ゆつりわたすのとのくにしつらの
しやう大さわむらのちとうしき

五ふん二の事、

右、かのところハ、はうふきやうゆう〔のガ〕

てよりゆつりゑて、ちきやうさをい

なし、しかるを、いやこおりのたんないさ〔ハカ〕

もんにうたうのしそくにやくまさを

やうしとして、ゑいたいゆつるところ

なり、ちうそハこそその十月廿六日のよの、

ようちの時うしないで候、もしかのち

うそもちてさたするものあらハ、

かんたうにんたるうへハ、さいくわに

申をこなうへし、又三郎をとこハ、

ふてうのものにて、なかくふけう

しぬ、さらにたのさまたけある

へからず、よてゆつりしやうくたん

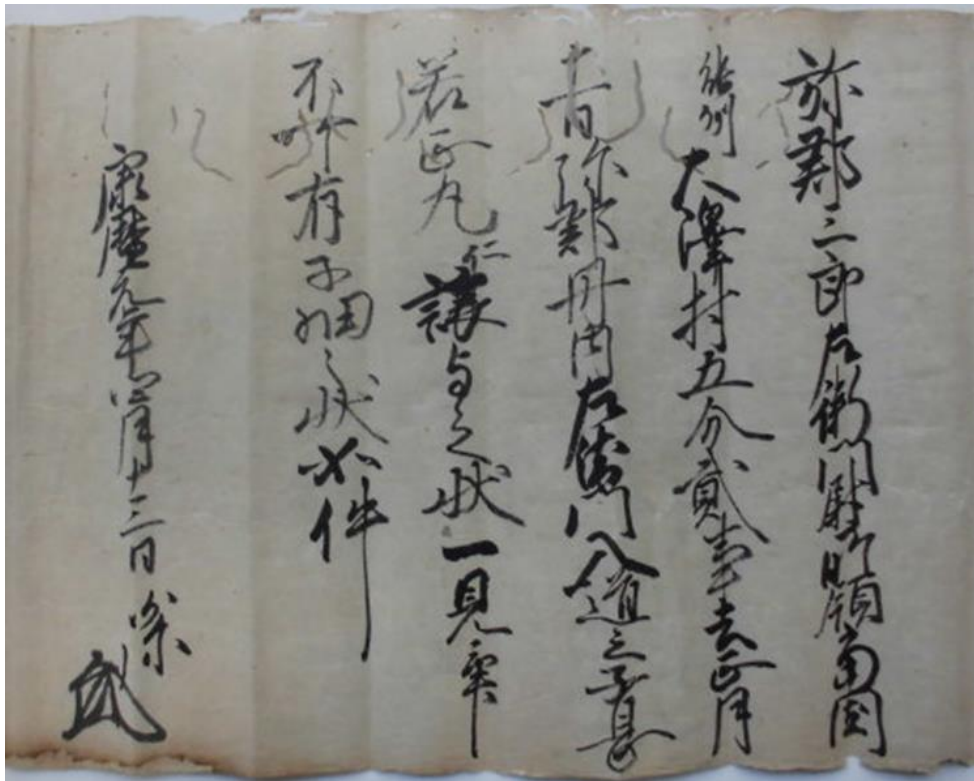
のことし、

ゑいわ五年正月十一日

さへもんのせう時具 (花押)

① 永和5年(1379)1月11日弥郡時具讓状

永和5年(1379)1月11日、能登国鳳至郡志津良莊大沢村地頭弥郡時具(さへもんのせう時具)が、亡父から継承した同地頭職五分二を弥郡丹内左衛門入道(いやこおりのたんないさへもんにうたう)の子息若正丸(にやくまさ)を養子として、同地頭職を譲る旨を記した文書。この中で、手継の重書は去年10月26日の夜討ちの時に紛失したので、もし重書を所持して領主権を主張する者は勘当人なので、罪科に処す。時具の実子又三郎は不孝者なので、相続権を認めない、と記している。



〔釈文〕

弥郡三郎左衛門尉所領当国

能州、大沢村五分武事、去正月

十一日、弥郡丹内左衛門入道之子息

若正丸仁譲与之状、一見畢、

不可有子細之状如件、

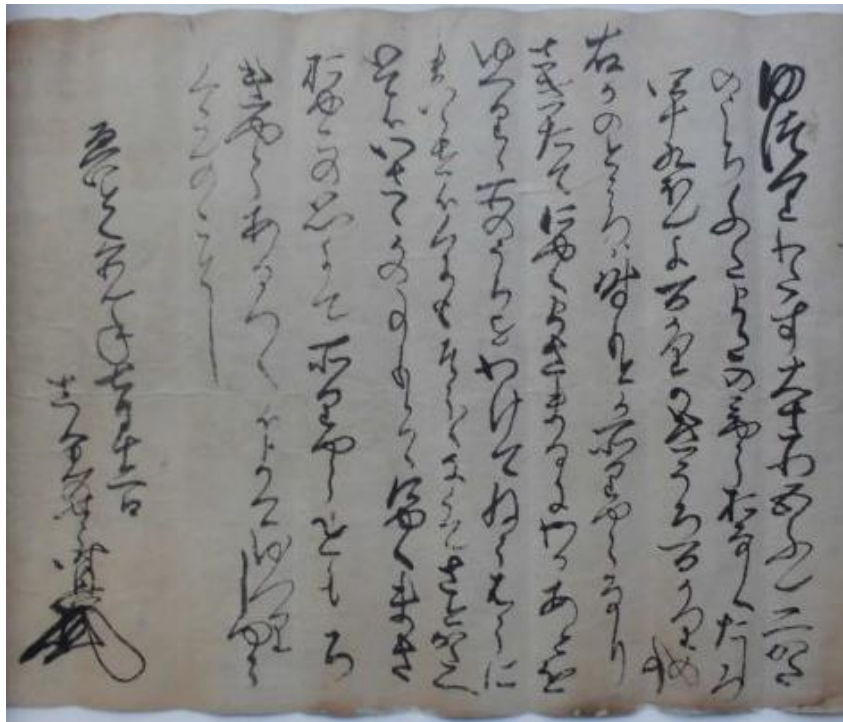
康暦元年四月十三日

沙弥

(花押)

② 康暦元年（1379）4月13日能登守護吉見氏頼書下

康暦元年（1379）4月13日、能登守護吉見氏頼（沙弥）が、弥郡時具（弥郡三郎左衛門尉）
 に対し、鳳至郡志津良莊大沢村五分二の所領を弥郡丹内左衛門入道の子息若正丸に譲渡す
 ることを認めた文書。同所領の譲渡に関する詳細は、①の文書に記されている。



〔釈文〕

ゆつりわたす大きわ五ふん二かた

のうちふたまたのミやう、おなしくたしろ

四十九ほんに百かり・かきうち百かりの事、

右、かのところハ、時もとか所りやうなり、

さきたてにやくまさまるに、わかあとを

ゆつり候所〔そ丸〕のうちをわけて、ねうはうに

まいらせ候、くにもそうく〔そ丸〕に候て、さとかたへ

いて候、いさゝかの事も候ハ、にやくまさ

おやこの思にて、所りやうをもち

きやうあるへく候、よてゆつりしやう

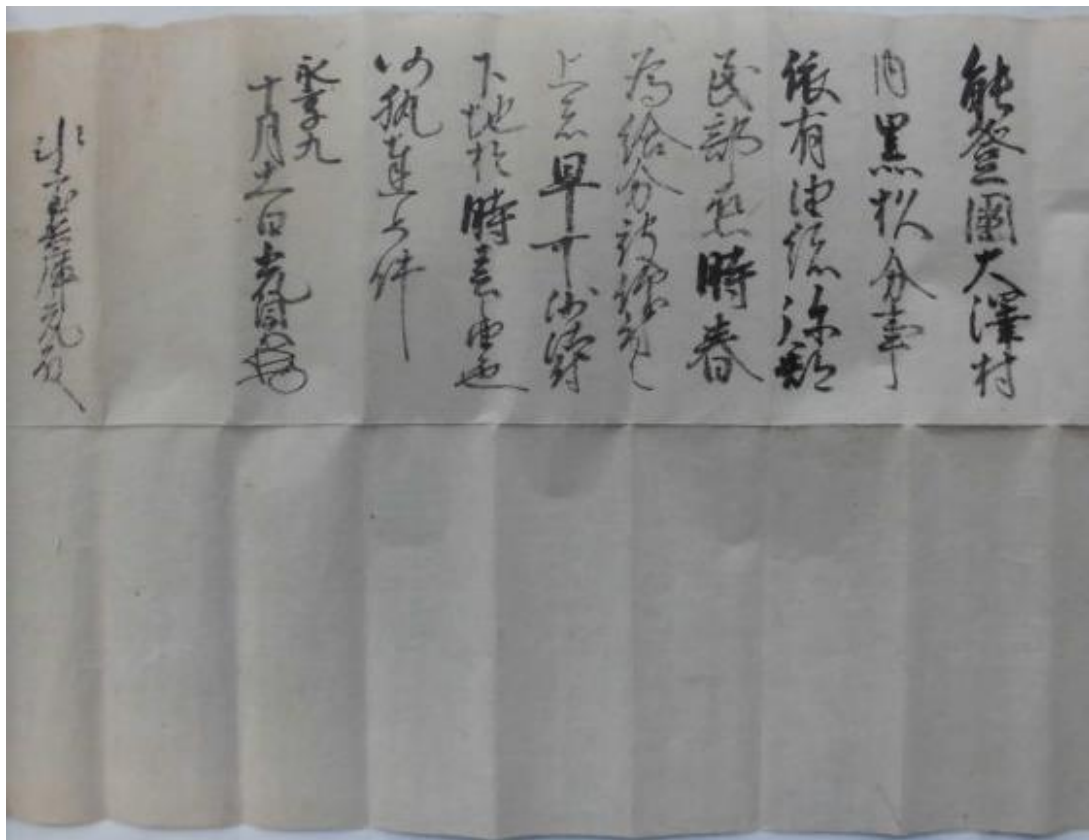
くたんのことし、

ゑいとくくわん年七月十二日

さへもんのせう時具（花押）

③ 永徳元年（1381）7月12日いよごおりときもとゆずりじょう弥郡時具えいとく議状

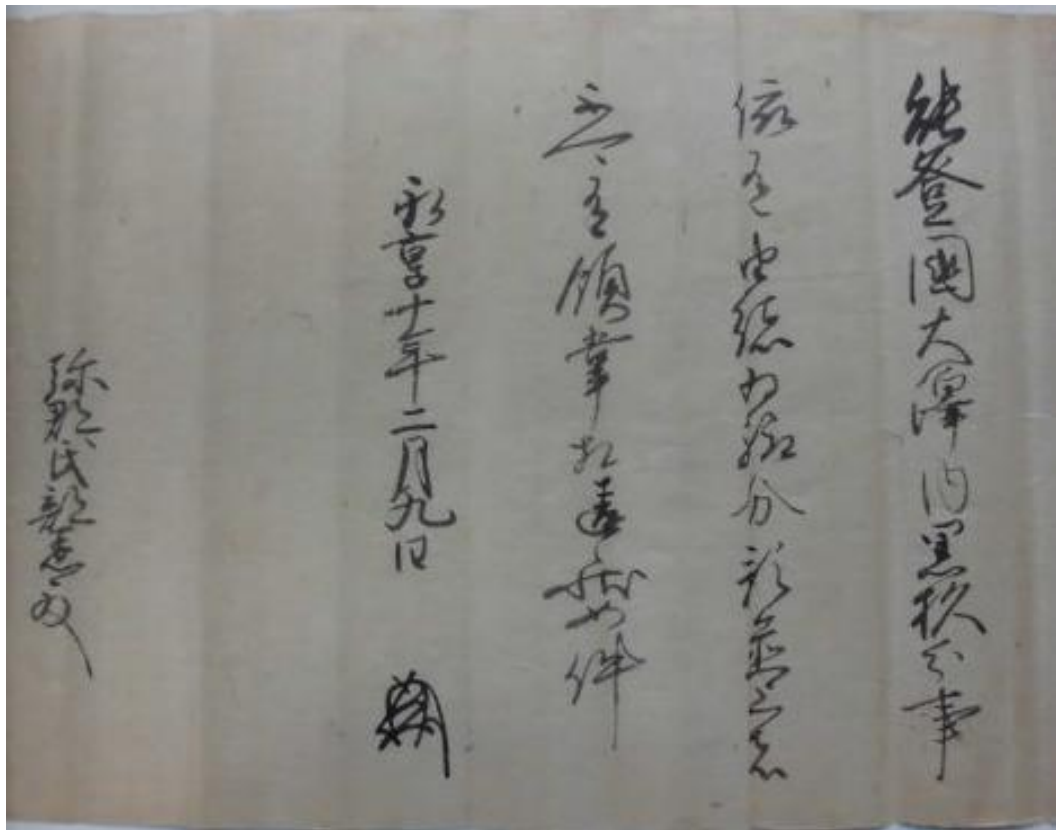
永徳元年（1381）7月12日、弥郡時具（さへもんのせう時具）がその女房（ねうはう）に、①の文書で若正丸にやくまさまるに譲った大沢村五分二ふたまたみょうの所領のうち、二又名・田代・かきうちを分与することを記した文書。この中で、能登国内は騒々しく、時具は里の方に出ており、万が一の時は、若正丸に親子おもいの思を忘れず所領を知行せよと書かれている。この時期は、吉見氏から本庄氏への能登守護職改替があったことから、それに伴い、弥郡氏一族内で抗争があったものと見られる。



〔釈文〕
 能登國大澤村
 内黒杉分事
 依有由緒、弥郡
 民部丞時春
 為給分被仰付之
 上者、早可沙汰付
 下地於時春之由候也、
 仍執達如件、
 永享九
 十月十一日 光貞（花押）
 氷室兵庫允殿

④ 永享9年（1437）10月11日遊佐光貞遵行状

永享9年（1437）10月11日、能登守護畠山義忠が、能登国鳳至郡志津良莊大沢村内黒杉分を、弥郡時春（弥郡民部丞時春）の給分にしたことを受けて、守護代遊佐光貞が、氷室兵庫允に対し、時春に下地を交付するよう、命じた文書。



〔釈文〕

能登國大澤内黒杉分事、
依有由緒、為給分預置上者、
不可有領掌相違之状如件、

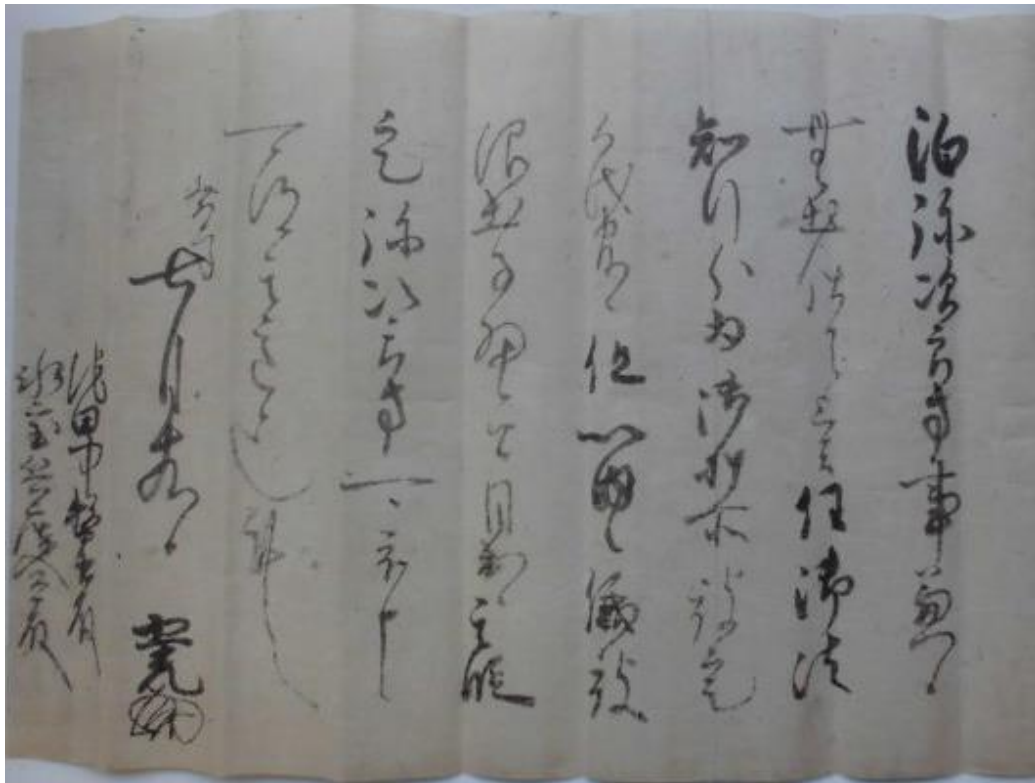
永享十年二月九日

(畠山義忠
花押)

弥郡民部丞殿

⑤ 永享^{えいきょう}10年(1438)2月9日畠山^{はたけやま}義忠^{よしただ}書下

永享10年(1438)2月9日、能登守護畠山義忠が、弥郡^{いやごおり}時春^{ときはる}(弥郡民部^{みんぶのじょう}丞)に、能登国
鳳至郡^{ふげしぐん}志津良^{しつらのしょう}莊大沢^{おおさわ}村内黒杉分を給分として預け置く旨を伝えた文書。



〔釈文〕

泊弥次郎方事、兼々

無出仕候上者、任御法、

知行分爲御料所、被定

御代官候、但以内々儀、被

仰出子細候ハ、目出候、其段

定弥次郎方可被申候、

可得其意候也、謹言、

文安二年

七月十九日

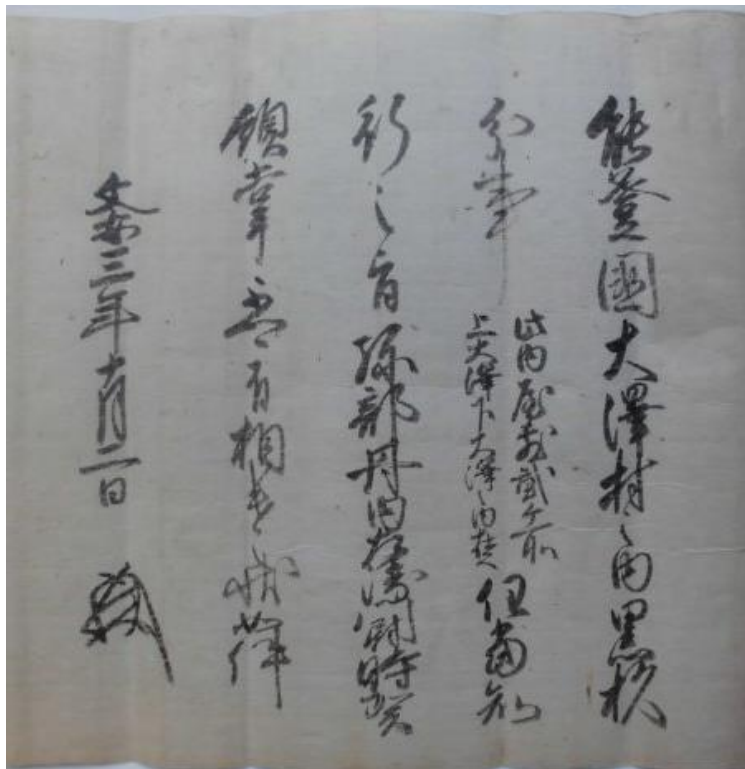
忠光（花押）

池田中務丞殿

氷室兵庫入道殿

⑥ 文安^{ぶんあん}2年（1445）7月19日遊佐忠光^{ゆさただみつ}書状

文安2年（1445）7月19日、泊弥次郎^{とまりやじろう}が守護方に出仕しなかったため、能登守護畠山義^{はたけやまよし}忠^{ただ}が、その知行分を没収して守護料所とし、代官を定める旨を記した文書。能登守護代遊佐忠光^{いけだなかつかさのじょう}が、池田中務丞・氷室兵庫入道^{ひむろひょうご}に命じて、その沙汰を行っており、実質は弥次郎方が詫びを入れて許され、改めて料所代官に起用となり、旧知行分を引き続き管理出来るようになったらしい。



〔釈文〕

能登國大澤村之内黒杉

分事、此内屋敷貳ヶ所、上大澤・下大澤之内在之、任当知

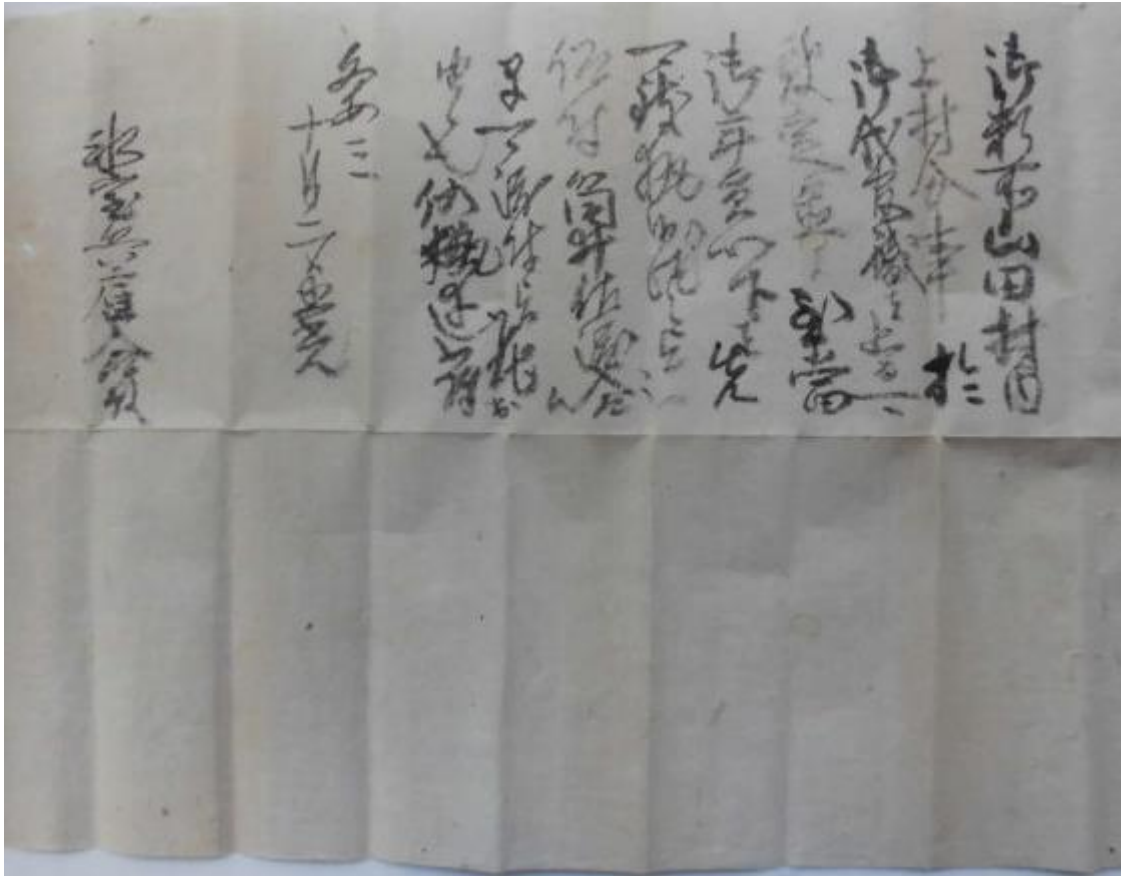
行之旨、弥郡丹内左衛門尉時賀

領掌不可有相違之状如件、

文安三年十月二日 (畠山義忠)
(花押)

⑦ ぶんあん 文安3年 (1446) 10月2日 はたけやまよしただかきくだし 畠山義忠書下

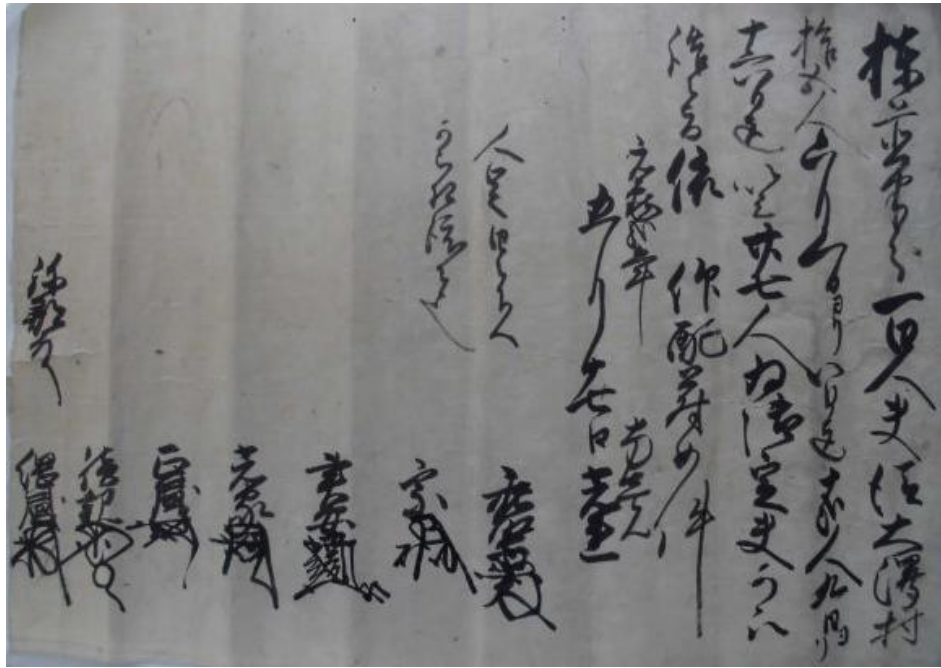
文安3年(1446)10月2日、能登守護畠山義忠が、いよごおり 弥郡時賀(弥郡丹内左衛門尉時賀)に、
ふげしぐん しつらのしょうおおざわむら 能登国鳳至郡志津良莊大沢村内黒杉分(このうち、屋敷2カ所、上大沢・下大沢の内にあり)の領有を認めた文書。



〔釈文〕
 御料所山田村内
 上村分事、於
 御代官職者、追而可
 被定置候、至当
 御年貢以下者、先
 可致執沙汰之旨、被
 仰付筒井佐渡入道江、
 早可渡付旨下地於
 由候也、仍執達如件、
 文安三
 十月二日 忠光
 氷室兵庫入道殿

⑧ 文安3年（1446）10月2日遊佐忠光遵行状案

文安3年（1446）10月2日、能登守護代遊佐忠光が、守護方奉行人の氷室兵庫入道に命じ、筒井佐渡入道へ能登国鳳至郡大屋莊山田村（現在の能登町西部の山田川流域から穴水町北東部）内上村分の下地を交付させた文書。守護料所であった鳳至郡山田村内上村分の代官職は後日定めることにして、とりあえず今年は、筒井佐渡入道を年貢以下の収納を担当する代官に命じた。



〔釈文〕

棟並半分百人夫、従大澤村

拾五人六月一日ヨリ八日迄、十式人九日ヨリ

十六日迄、以上廿七人為御定夫可被

詰之旨、依仰配符如件、

元龜貳年

五月十七日

南志見

光連

人足日之下へ

可被相渡者也、

秀堅 (花押)

宗 (温井慶宗) (花押)

実安 (花押)

光家 (花押)

正盛 (花押)

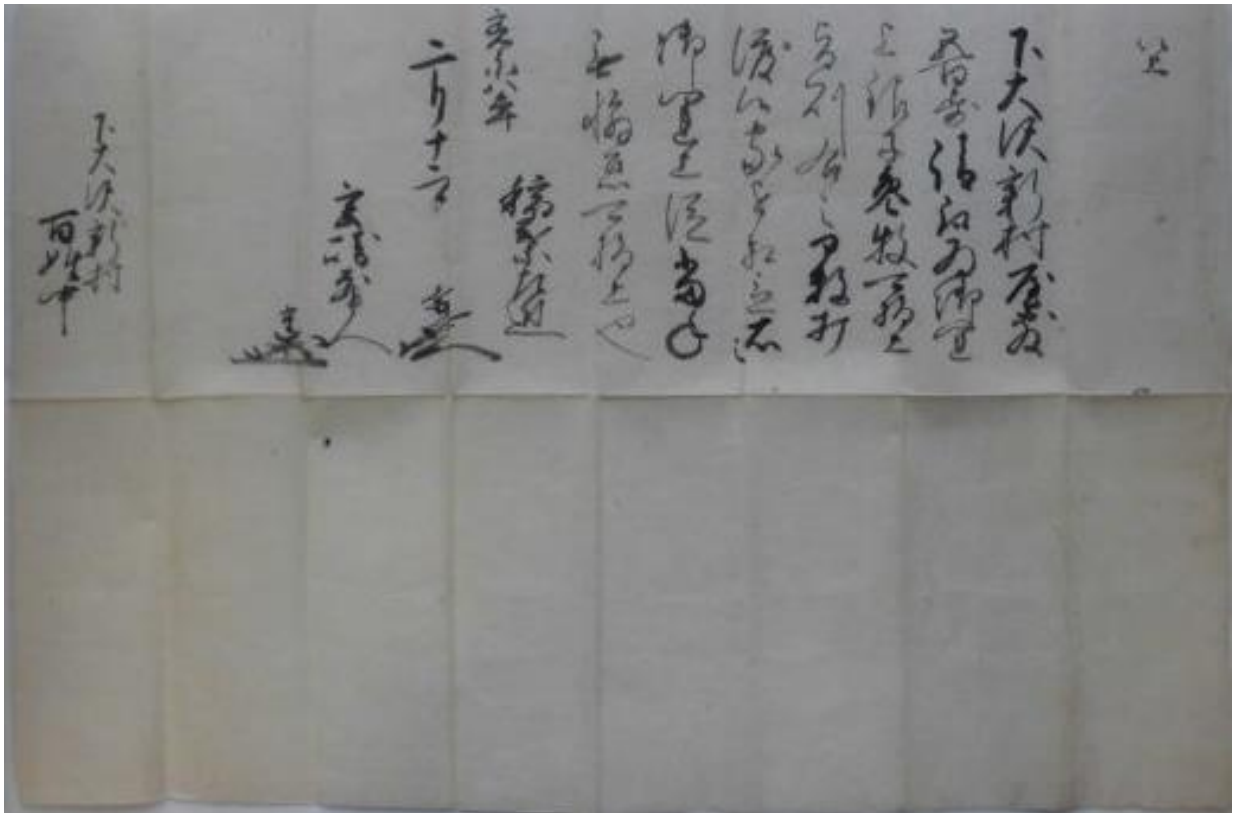
続親 (花押)

綱盛 (佐脇) (花押)

弥郡殿

⑨ 元龜2年 (1571) 5月17日 畠山氏奉行人連署奉書

元龜2年 (1571) 5月17日、能登守護畠山義慶が、弥郡某に、能登国鳳至郡大沢村から、6月1日から8日までは15人、9日から16日までは12人、合計27人を定夫として出すよう、命じた文書。また、その人足は、南志見光連に渡すべしと書かれている。



〔釈文〕

以上、

下大沢新村屋敷

五百歩請取、為御運

上銀子参枚可指上

旨、則右之步数打

渡候、家を相立、右之

御運上、従当年

無懈怠可指上也、

稲葉左近

寛永八年
二月十二日 直(直宣) (花押)

宮崎蔵人

重(重之) (花押)

下大沢新村

百姓中

⑩ ^{かんえい}寛永8年(1631)2月12日 ^{かがはんさんようばぶぎょうれんしよじょう}加賀藩算用場奉行連署状

寛永8年(1631)2月12日、^{いなばさこん}稲葉左近・^{みやざきくろうど}宮崎蔵人が、^{ふげしぐんしもおおざわむら}鳳至郡下大沢村の百姓中に対し、下大沢新村屋敷五百歩を請け負い(の責任をもって)、運上として銀子三枚を納入すべき旨を伝えた文書。稲葉左近は、この時期、奥能登の支配を担当していた人物であり、^{まえだとし}前田利常つねの下で、様々な諸改革を行った。

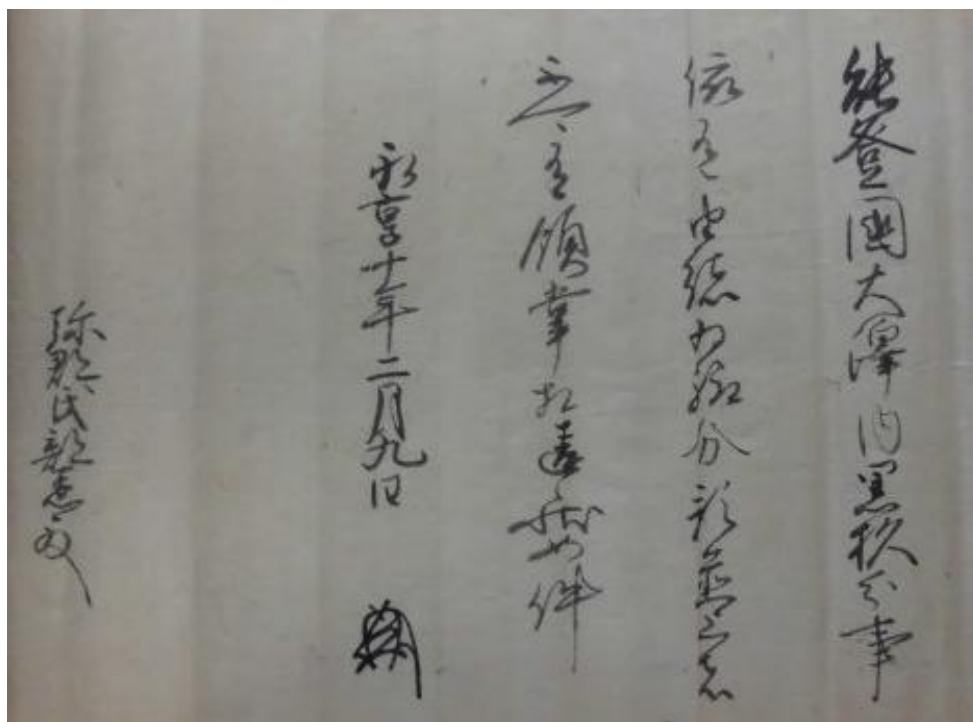
『弥郡文書』目録

	名称	年代	発給者	充所	形態	法量(cm)	備考	展示期間
1	弥郡時具讓状	永和5年(1379)1月11日	さへものせう時具		続紙	29.5×81.1	包紙あり	前・後期
2	能登守護吉見氏頼書下	康暦元年(1379)4月13日	沙弥		縦紙	29.8×40.0	包紙あり	前期
3	弥郡時具讓状	永徳元年(1381)7月12日	さへものせう時具		縦紙	28.4×40.0	包紙あり	前期
4	遊佐光貞遵行状	永享9年(1437)10月11日	光貞	氷室兵庫允	折紙	28.6×47.8	包紙あり	前期
5	畠山義忠書下	永享10年(1438)2月9日	(畠山義忠)	弥郡民部丞	縦紙	29.1×47.8	包紙あり	前・後期
6	遊佐忠光書状	文安2年(1445)7月19日	忠光	池田中務丞・氷室兵庫入道	縦紙	28.0×45.7	包紙あり	前期
7	畠山義忠書下	文安3年(1446)10月2日	(畠山義忠)	(弥郡時賀)	縦紙	28.1×46.3	包紙あり	後期
8	遊佐忠光遵行状案	文安3年(1446)10月2日	忠光	氷室兵庫入道	折紙	27.9×47.2	包紙あり	後期
9	畠山氏奉行人連署奉書	元龜2年(1571)5月17日	南志見光連他7名	弥郡殿	縦紙	26.5×47.2	包紙あり	後期
10	加賀藩算用場奉行連署状	寛永8年(1631)2月12日	稲葉左近直富・宮崎蔵人重元	下大沢新村百姓中	折紙	33.3×49.5	包紙あり	後期

※文化財保存の観点から、前期（11/1～11/29）・後期（12/1～12/27）に分けて、展示します。
（一部の文書を除く）

『弥郡文書』関連書籍 一覧

図書名	著者名	出版者	出版年	請求番号
加能史料 南北朝Ⅲ	加能史料編纂委員会 // 編	石川県	1997.3	K209/31/4-3
加能史料 室町Ⅲ	加能史料編纂委員会 // 編	石川県	2005.3	K209/31/5-3
加能史料 戦国ⅩⅤ	加能史料編纂委員会 // 編	石川県	2017.3	K209/31/6-15
輪島市史 資料編 第3巻 考古・古文献資料	輪島市史編纂専門委員会 // 編	輪島市	1974	K214/4/3
図説輪島の歴史	図説輪島の歴史編纂専門委員会 // 編	輪島市	2003.11	K214/1002
新修七尾市史 2 古代・中世編	七尾市史編さん専門委員会 // 編	七尾市	2003.3	K216/1002/2
新修七尾市史 7 七尾城編	七尾市史編さん専門委員会 // 編	七尾市	2006.3	K216/1002/7
ふるさと きらめき館 石川・富山の文化財	「愛蔵版ふるさときらめき館」編集委員会 // 編	北國新聞社	2011.8	K709/1032
石川県の文化財	石川史書刊行会 // 編	石川史書刊行会	1985.3	K709/65



永享10年（1438）2月9日畠山義忠書下

第245回企画展示

いやごおりもんじよ

弥郡文書 ～県指定文化財～

平成30年11月1日 発行

編集 石川県立図書館展示委員会

発行 石川県立図書館